

むつ市議会第191回定例会会議録 第7号

議事日程 第7号

平成19年3月23日(金曜日)午前10時開議

諸般の報告

【委員長報告、質疑、討論、採決】

- 第1 議案第1号 むつ市副市長定数条例
- 第2 議案第2号 地方自治法の改正に伴う関係条例の整備に関する条例
- 第3 議案第3号 水防法の改正に伴う関係条例の整備に関する条例
- 第4 議案第4号 むつ市地域生活支援事業利用料の特例に関する条例
- 第5 議案第5号 むつ市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
- 第6 議案第6号 むつ市長等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例
- 第7 議案第7号 むつ市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 第8 議案第8号 むつ市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
- 第9 議案第9号 むつ市育英基金条例の一部を改正する条例
- 第10 議案第10号 むつ市手数料条例の一部を改正する条例
- 第11 議案第11号 むつ市公民館条例の一部を改正する条例
- 第12 議案第12号 むつ市保育所条例の一部を改正する条例
- 第13 議案第13号 むつ市営牧野設置条例の一部を改正する条例
- 第14 議案第14号 むつ市消防団条例の一部を改正する条例
- 第15 議案第15号 下北地域広域行政事務組合規約の変更について
- 第16 議案第18号 平成18年度むつ市国民健康保険特別会計補正予算
- 第17 議案第19号 平成18年度むつ市介護保険特別会計補正予算
- 第18 議案第22号 平成19年度むつ市一般会計予算
- 第19 議案第23号 平成19年度むつ市国民健康保険特別会計予算
- 第20 議案第24号 平成19年度むつ市老人保健特別会計予算
- 第21 議案第25号 平成19年度むつ市介護保険特別会計予算
- 第22 議案第26号 平成19年度むつ市下水道事業特別会計予算
- 第23 議案第27号 平成19年度むつ市公共用地取得事業特別会計予算
- 第24 議案第28号 平成19年度むつ市魚市場事業特別会計予算
- 第25 議案第29号 平成19年度むつ市簡易水道事業特別会計予算
- 第26 議案第30号 平成19年度むつ市用地造成事業会計予算
- 第27 議案第31号 平成19年度むつ市水道事業会計予算

【議員提出議案上程、提案理由説明、質疑、討論、採決】

- 第28 議員提出議案第1号 森林の保全及び林業の活性化に関する意見書

本日の会議に付した事件
議事日程に同じ

出席議員（57人）

1番	山	本	留	義	2番	白	井	二	郎	
3番	村	中	徹	也	4番	堺		孝	悦	
5番	川	端	一	義	6番	川	下	八	十	
8番	菊	池	一	郎	9番	新	谷		功	
10番	濱	田	栄	子	11番	高	田	正	俊	
12番	村	川	壽	司	13番	東		健	而	
14番	澤	藤	一	雄	15番	石	田	勝	弘	
16番	富	岡	幸	夫	17番	杉	浦	守	彦	
18番	柴	田	峯	生	20番	横	垣	成	年	
21番	工	藤	孝	夫	22番	大	澤	敬	作	
24番	松	野	裕	而	25番	東	谷	正	司	
26番	東	谷	良	久	27番	佐	々	木	隆	
28番	立	石	政	男	29番	竹	本		強	
30番	坂	井	一	利	31番	福	永	忠	雄	
32番	板	井	磯	美	33番	飛	内	賢	司	
34番	赤	松		功	35番	田	澤	光	雄	
36番	徳			誠	38番	鎌	田	ち	よ	
39番	菊	池	広	志	40番	野	呂	泰	喜	
41番	杉	浦		洋	42番	千	賀	武	由	
43番	目	時	睦	男	44番	田	高	利	美	
45番	澤	田	博	文	46番	菊	池		清	
47番	柏	谷		均	48番	工	藤	清	四	
49番	服	部	清	三	郎	50番	杉	本	清	記
51番	慶	長	徳	造	52番	佐	藤		司	
54番	牛	滝	春	夫	55番	本	間	千	佳	
56番	半	田	義	秋	57番	坪	田	智	十	
58番	斉	藤	孝	昭	59番	中	村	正	志	
60番	富	岡		修	61番	川	端	澄	男	
62番	宮	下	順	一						

欠席議員（5人）

7番	小	林		正	19番	久	保	田	昌	司
23番	千	船		司	37番	佐	々	木		肇
53番	工	藤	直	義						

説明のため出席した者

市長	杉山	山	肅	助役	田頭	肇
収入役	田中	中	實	教育長	牧野	正藏
公営企業 管理業者	杉山	山	重一	代監査委員	菊池	十田夫
総務部長	齋藤	藤	純	総務部 出納室長	西堀	敏夫
企画部長	渡邊	邊	悟	民生部長	高橋	勉
保健福祉 部	名久井	井	耕一	経済部長	佐藤	純一
建設部長	成田	田	豊	教育部長	宮下	孝信
教委事務 員局長	新谷	谷	加水	公企業局 営長	小川	照久
監査委員 局長	遠藤	藤	雪夫	総務部 次長	千船	藤四郎
企画部 次長	工藤	藤	武勝	企画部 財政調整 部長	近原	芳栄
選挙管理 委員会 事務局長	大芦	芦	清重	農委事務 員局長	村川	修司
企画課 部長	奥島	島	慎一	企画部 財政課 部長	下山	益雄
川舎所 内長	佐藤	藤	吉男	大庁舎 所長	伴	邦雄
脇野所 内長	船澤	澤	桂逸	総務課 部長	鴨澤	信幸
総務部 行政係 課長	吉田	田	真	総務部 総務政 務課 主任	澁田	剛

事務局職員出席者

事務局 長	小島	島	昭夫	次長	高田	文明
総括主 幹	工藤	藤	昌志	主幹	柳田	明諭
庶務係 長	金澤	澤	寿々子	庶務係 主任	濱村	勝義
調査係 主任	青山	山	諭	議事係 主任	赤石	奈穂子
議事係 主任	葛西	西	信弘			

開議の宣告

午前10時00分 開議

○議長（宮下順一郎） ただいまから本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は56人で定足数に達しております。

諸般の報告

○議長（宮下順一郎） 議事に入る前に諸般の報告を行います。

3月8日、各委員会に付託いたしました議案の審査結果について、総務、産業経済、建設、教育民生の各常任委員長及び予算審査特別委員長から、それぞれ会議規則第104条の規定に基づき、委員会審査報告書の提出がありました。なお、報告書はお手元に配布してありますので、ごらん願います。

以上で諸般の報告を終わります。

○議長（宮下順一郎） 本日の会議は議事日程第7号により議事を進めます。

日程第1～日程第27 委員長報告、
質疑、討論、採決

○議長（宮下順一郎） 日程第1 議案第1号 むつ市副市長定数条例から、日程第27 議案第31号 平成19年度むつ市水道事業会計予算までの27件を一括議題といたします。

委員会付託した議案についての各委員会における審査の経過並びに結果について、各委員長から報告を求めます。

まず、議案第1号から議案第3号、議案第5号

から議案第8号、議案第14号及び議案第15号について、総務常任委員長の報告を求めます。総務常任委員長。

（51番 慶長徳造議員登壇）

○51番（慶長徳造） おはようございます。委員長報告を行います。

総務常任委員会に付託されました議案9件について、審査の経過と結果をご報告申し上げます。

本委員会は、3月8日、関係部長等の出席を求めて審査いたしました。

審査の結果は、お手元に配布されております委員会審査報告書のとおりであります。付託された9議案につきましても、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以下、審査の過程において出されました主なる質疑について申し上げます。

初めに、議案第1号 むつ市副市長定数条例についてであります。

本案について、理事者側から、地方自治法の一部改正による助役制度の見直しに伴い、平成19年4月1日から助役の名称が副市長にかわり、その定数を1人とするものであるとの説明がありました。

このことについて、委員から、助役が副市長にかわった場合、権限に影響はあるのかとの質疑があり、理事者側から、市長が市政運営に、より専念できるようにするため、副市長に事務的な部分に関する権限を拡大する方向で検討しているとの答弁がありました。

次に、議案第2号 地方自治法の改正に伴う関係条例の整備に関する条例についてであります。

本案について、理事者側から、地方自治法の一部改正による助役、収入役制度等の見直しに伴い、関係する九つの条例の条文整備をするものであるとの説明がりましたが、委員からの質疑はありませんでした。

次に、議案第3号 水防法の改正に伴う関係条例の整備に関する条例についてであります。

本案について、理事者側から、水防法の一部改正等に伴い、関係する二つの条例について、所要の条文整備をするものであるとの説明がありました。

このことについて、委員から、昨年10月に発生した関根漁港及び大畑漁港災害は、過去に例のない大規模なものであったが、災害時の対策等について、見直しはしていないのかとの質疑があり、理事者側から、本案は水防法改正に伴う関係条例の条文整備であり、災害時の対策等について、見直しは行っていないとの答弁がありました。

次に、議案第5号 むつ市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

本案について、理事者側から、国家公務員の勤務時間、休日及び休暇に関する人事院規則の改正に準じ、午前、午後それぞれ15分設けている休息時間を廃止するための改正である。なお、この改正により、昼休み時間については、午後零時から午後零時45分となるが、勤務時間については、これまでどおり、午前8時30分から午後5時15分であるとの説明がありました。

これについて、委員から、休息時間を廃止することは、労働基準法に抵触しないのかとの質疑があり、理事者側から、労働基準法には休息時間が規定されていないため、特に問題はないと認識しているとの答弁がありました。

次に、複数の委員から、職員組合とどのような交渉が行われたかとの質疑があり、理事者側から、職員組合と交渉したところ、国が休息時間廃止を制度化するなどの状況にあることから、改正を了解するとの返答があったが、休憩時間については議論があり、協議の結果、午後零時から午後零時45分に落ちついたとの答弁がありました。

さらに、別の委員から、勤務時間が午前3時間30分、午後は4時間30分になるとのことだが、午前、午後にまたがる時間休暇の取り扱いはどのようになるのかとの質疑があり、理事者側から、これまでの時間休暇は、午前のすべて、午後のすべての場合は、いずれも半日の休暇という取り扱いをしていたが、改正後は、あくまでも1時間を単位とすることに改めるとの答弁がありました。

次に、議案第6号 むつ市長等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

本案について、理事者側から、市長等の給料月額を減額するほか、地方自治法の改正に伴う所要の条文整備を行うものである。給料月額の減額割合については、市長が25%、助役が20%、収入役、教育長及び公営企業管理者が15%であるとの説明がありました。

これについて、委員から、市長等特別職給料の減額はいつまで続けるのかとの質疑があり、理事者側から、財政状況が非常に厳しいことから、平成23年ごろまで継続する可能性があるとの答弁がありました。

次に、別の委員から、市長等特別職給料の減額割合について根拠はあるのかとの質疑があり、理事者側から、減額割合に根拠があるわけではないが、市長初め五役としては、財政状況が好転するまで自らの身を削るとの思いをあらわしたものと考えているとの答弁がありました。

次に、議案第7号 むつ市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

本案について、理事者側から、人事院の勧告にかんがみ、扶養手当の支給額を改定するとともに、行政改革の一環として、特殊勤務手当の支給対象を見直すものであるとの説明がありました。

これについて、複数の委員から、児童手当が支給される場合も、扶養手当は支給されるのかとの

質疑があり、理事者側から、児童手当と扶養手当は制度が異なるので、両方支給されることになるとの答弁がありました。

次に、議案第8号 むつ市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

本案について、理事者側から、行政改革の一環として特殊勤務手当の種類、支給対象及び支給額を見直すものであるとの答弁がありました。

これについて、複数の委員から、特殊勤務手当を見直すことについては理解できるが、さらに精査すれば廃止できる手当もあるのではないかとの質疑があり、理事者側から、改正後に残る手当の中には、状況が整えば見直すことができるものもあると考えているので、今後も留意していきたいとの答弁がありました。

次に、議案第14号 むつ市消防団条例の一部を改正する条例についてであります。

本案について、理事者側から、消防組織法の一部改正等に伴い、所要の条文整備をするものであるとの説明がありましたが、委員からの質疑はありませんでした。

次に、議案第15号 下北地域広域行政事務組合規約の変更についてであります。

本案について、理事者側から、同事務組合議会の議員定数の変更及び地方自治法の一部改正等に伴い、同事務組合規約を変更するものである。なお、議員定数については、平成19年10月16日以降、本市議会議員の定数が30人になることを踏まえ、本市議会選出の同事務組合議会議員の定数を15人から10人に改めるものであるとの説明がありましたが、委員からの質疑はありませんでした。

以上で、総務常任委員会の審査報告を終わります。

○議長（宮下順一郎） これで総務常任委員長長の報告を終わります。

次は、議案第13号について、産業経済常任委員長長の報告を求めます。産業経済常任委員長。

（27番 佐々木隆徳議員登壇）

○27番（佐々木隆徳） 産業経済常任委員会に付託されました議案1件について、審査の経過と結果をご報告申し上げます。

本委員会は、3月8日、関係部長等の出席を求めて審査いたしました。

審査の結果は、お手元に配布の委員会審査報告書のとおりであります。付託されました議案につきましては、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以下、審査の経過において出されました主なる質疑について申し上げます。

議案第13号 むつ市営牧野設置条例の一部を改正する条例についてありますが、本案について理事者側から、畜産農家の労働の軽減等を図るため、永下牧野の畜舎を使用する牛の月齢を三月以上からとするとともに、新たに肉用牛を追加して、畜舎の使用料を定めるものであるとの説明がありました。

本案に対して委員から、これまでの六月以上から三月以上に改正する理由は何かとの質疑があり、理事者側から、永下牧野の畜舎で牛の受託を開始した平成6年度当時は、三月以上の離乳したばかりの牛を受託することは技術的に難しい面があったため、これまで六月以上の牛からを対象としていた。しかし、畜産農家にとって育成牛はまだ搾乳ができず、利益を生まない牛であるため、市営牧野に預託することで、搾乳牛の世話により力を注ぐことができるということから、離乳した三月以上の牛を預かってほしいという要望がこれまでもあり、受託の対象を三月以上からとするものであるとの答弁がありました。

また、別の委員からは、今回新たに肉用牛の畜舎使用料が追加になっているが、これまで肉用牛

は受託していなかったのかとの質疑があり、理事者側から、これまでも放牧に預かった肉用牛に病気、けが等の事情が生じた場合、または畜産農家が病気等で世話できない場合には畜舎に入れることがあり、このようなときには、便宜的に乳用牛の畜舎使用料を適用してきた。これからは、畜産農家の預託の幅を広げるため、今回新たに肉用牛の畜舎使用料を規定するものであるとの答弁がありました。

以上で、産業経済常任委員会の審査報告を終わります。

○議長（宮下順一郎） これで産業経済常任委員長長の報告を終わります。

次は、議案第10号について、建設常任委員長長の報告を求めます。建設常任委員会副委員長。

（18番 柴田峯生議員登壇）

○18番（柴田峯生） ただいま飛内委員長が本会議場から退席されておりますので、副委員長長の柴田がかわりまして、建設常任委員会委員長報告を行います。あらかじめご理解を願いたいと思います。

建設常任委員会に付託されました議案1件について、審査の経過と結果をご報告申し上げます。

本委員会は、3月8日、関係部長等の出席を求めて審査いたしました。

審査の結果は、お手元に配布されております委員会審査報告書のとおりであります。付託されました議案につきましては、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以下、審査の経過について申し上げます。

議案第10号 むつ市手数料条例の一部を改正する条例についてであります。本案について、理事者側から、現在青森県の事務である都市計画区域等における開発行為の許可等に関する事務が、平成19年4月1日より権限委譲されることに伴い、申請に係る許可手数料を定めるため提案したものであるとの説明がありました。

また、県内各市の状況について説明があり、青森市、八戸市、弘前市、黒石市の4市へは既に委譲済みで、今後平川市、三沢市への委譲を予定しているとのことでありました。

あわせて手数料の額について説明があり、委譲済みの他市も同様に県に倣い、同額で手数料条例を制定しているとのことでありました。

ただし、都市計画法施行規則第60条の規定に基づく開発行為または建築に関する証明手数料については、県は県の条例に基づき750円に設定しているが、委譲を受けた他市では300円に設定していることから、当市においても他市同様300円に設定したとのことでありました。

なお、本案に対する質疑等は、特にありませんでした。

以上で、建設常任委員会の審査報告を終わります。

○議長（宮下順一郎） これで建設常任委員長長の報告を終わります。

次は、議案第4号、議案第9号、議案第11号、議案第12号、議案第18号及び議案第19号について、教育民生常任委員長長の報告を求めます。教育民生常任委員長。

（45番 澤田博文議員登壇）

○45番（澤田博文） 教育民生常任委員会に付託されました議案6件について、審査の経過と結果をご報告申し上げます。

本委員会は、3月8日、関係部長等の出席を求めて審査いたしました。

審査の結果は、お手元に配布されております委員会審査報告書のとおりであります。議案第12号、議案第18号及び議案第19号につきましては、ご異議がりましたが賛成多数で、他3件の議案につきましては、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以下、審査の過程において出されました主なる

質疑等について申し上げます。

初めに、議案第4号 むつ市地域生活支援事業利用料の特例に関する条例についてであります。

これについて理事者側から、国より示された障害者自立支援法の円滑な運用と着実な定着を目指すための利用者負担軽減策に準じて、平成19年度から2年間に限り、低所得者層に対する利用料の負担上限月額を、最大で従来の4分の1とする軽減措置を講じるためのものであるとの説明がありました。

本案に対して、委員から、第2条に規定されている軽減措置の対象となる所得区分について、その詳細を問う質疑があり、理事者側からは、同条第2号は課税世帯のうち、所得割が10万円未満の世帯、第3号及び第4号については非課税世帯であり、第4号は年収80万円以下の世帯であるとの答弁がありました。

次に、他の委員から、2年間でこの軽減措置を打ち切ることについて、市としてはどのように考えているかとの質疑があり、理事者側からは、むつ市地域生活支援事業利用料条例を定めたときと同様に、国から示された軽減措置に準じて定めるものであり、今後も国が講ずる施策を見きわめながら考えていきたいとの答弁がありました。

次は、議案第9号 むつ市育英基金条例の一部を改正する条例についてであります。

これについて理事者側から、当市の人材育成にという趣意を持ち、東通原子力発電所PR施設トントゥビレッジを運営する株式会社エルクより寄附を受けたので、これを育英基金に組み入れ、有効な運営管理を図るためのものであるとの説明がありました。

本案に対しては、委員から、寄附を受けた際の本条例での取り扱いについて質疑があり、理事者側からは、本条例には各寄附者の氏名や団体名が列記され、今回の寄附についても「トントゥビレ

ッジ育英基金」にプラスされることになるが、これらは個別の基金ではなく、一括管理の基金として運用されているとの答弁がありました。

次に、議案第11号 むつ市公民館条例の一部を改正する条例についてであります。

これについて理事者側から、本案は中央公民館使用料について、市民から希望が多いパソコン関係の講座を開設するため、中央公民館図書室に設置されるITルームの使用料を設定するとともに、大畑地区の正津川地区公民館と二枚橋地区公民館の使用料について、川内、脇野沢両地区の公民館の分館等の例に倣い、使用料の設定を削除するものであるとの説明がありました。

本案に対しては、委員から、改正の対象である大畑地区の2公民館について、管理人の配置と今後の修繕の際における市の負担について質疑があり、理事者側からは、管理人は従来どおり非常勤での雇用を継続していく、また今後の修繕については、地区の状況に応じて協議のうえ、補修対象としていくとの答弁がありました。

次は、議案第12号 むつ市保育所条例の一部を改正する条例についてであります。

これについて理事者側から、本案は新むつ市保育再編計画及びむつ市行政改革大綱に基づき行政運営の効率化を図るとともに、多様化する保育ニーズに柔軟かつ迅速に対応するため、市立柳町保育所を本年3月31日をもって廃止し、民間経営移譲するものであるとの説明がありました。また、本案に関連して、同保育所の経営移譲先の決定に至った経緯等について、以下のような補足説明がありました。

1. 経営移譲先について公募を行ったところ、学校法人太陽学園から申請があり、助役を委員長として、収入役ほか関係部課長で構成された「公立保育所民間移譲先法人選定委員会」において選定基準に基づき審査をした結果、

適当であると決定された。

2. 土地については、当該法人から購入を希望する提案があったが、時間的な制約から当面は無償貸付とし、課題等を整理しながら新年度の早い時期に売却の手続を進める。
3. 建物については築39年を経過しており、老朽化が著しい施設であることから、市において一定の改修を新年度において施行する。
4. 備品等は、これまでの二つの保育所の移譲と同様に、無償譲渡を考えている。

本案に対して委員から、経営移譲によって保育士の異動等保育環境の変化が懸念されるが、どのような施策を講じているかとの質疑があり、理事者側からは、移譲先において、現在柳町保育所や他の公立保育所で勤務している臨時の保育士を採用するほか、採用予定の保育士に対して、子供たちがなれるための時間として約1カ月を確保することを考えているとの答弁がありました

次に、当該保育所の定員に関する質疑があり、理事者側からは、現在の定員は130名であるが、改修後に要望のあった子育て支援センターを開設するため、定員は90名となるとの答弁がありました。

次に、障害児保育への対応状況を問う質疑があり、理事者側からは、専門の保育士を採用するよう移譲先に要望しているほか、障害児を考慮した改修を行う予定であるとの答弁がありました。

続いて、他の委員から、本案が経営移譲直前に提案された理由を問う質疑があり、理事者側からは、新むつ市保育再編計画の中で6月に策定し、さきの定例会において提案する予定であったが、社会福祉法人への移譲を主張する県の考え方との相違により、意見調整に時間がかかったためであるとの答弁がありました。

続いて、他の委員から、移譲後の経営リスクについてどのように考えているかとの質疑があり、

理事者側からは、移譲先法人に対しては運営費として市及び国から補助を出すことになっており、この補助は国の基準により算定されていることから、その運営費の中で十分運営できるような体制になっていると認識しているとの答弁がありました。

続いて、他の委員から、今回の経営移譲に関して6回の説明会が開催されたとのことだが、関係者間の合意が確実に得られているのかとの質疑があり、理事者側からは、説明会開催日の翌日に会議録を保護者全員に配布しているほか、最終的には移譲先と保護者を交えた説明会を開催していることから、十分に理解が得られたと認識しているとの答弁がありました。

続いて、他の委員から、当該保育所は移譲後に改修されるとのことだが、同様に老朽化が進んでいるむつ地区の他の三つの公立保育所に対しては改修は行わないのかとの質疑があり、理事者側からは、新年度予算においてトイレの改修工事を計上しており、今後の対応については新むつ市保育再編計画をベースとして十分検討していきたいとの答弁がありました。

続いて、他の委員から、今年度の市内各保育施設の定員充足状況と土地の売却価格を問う質疑があり、理事者側からは、昨年12月現在の充足状況は、私立で810人の定員に対し832人、公立では405人の定員に対し326人である、また土地の売却価格は固定資産評価額をもとに約4,000万円としたとの答弁がありました。

同委員からは、公立の保育所がその地域に必要な不可欠であれば仕方ないとはいえ、少子高齢化や公立保育所の定員割れしている状況に加えて、今回の移譲については売却益を上回る改修費が計上されていること等を考慮すると、保育所を市で運営する必要性が希薄であり、計画的に募集停止を行い廃止とすることを考えてはどうかとの意見

があり、理事者側からは、担当課において民間への入所を優先していることも定員割れの一因である、また施設の廃止については、県に届けている定員数を圧縮して募集するなどの手法をとり、地域住民や保護者から必要ないと理解が得られた時点で判断すべきだと考えているとの答弁がありました。

このほか、本案に対しては、公的な部分を民間に移譲する、あるいは廃止するという点については賛成できないとの意見のほか、今後の民間移譲については時間的余裕の確保に配慮してほしい、子供への対応については同じレベルを維持してほしい、子供たちの安心安全を十分確保しながら、落ちついた中で保育業務を推進してほしいとの要望が出されました。

次は、議案第18号 平成18年度むつ市国民健康保険特別会計補正予算についてであります。

これについて理事者側から、本案は歳出において、医療制度改革に伴う国民健康保険システム改修事業費や退職被保険者等療養給付費、脇野沢診療所に係るへき地直営診療施設運営費等が追加されたことに伴い、当該予算総額について増額補正を行うものであるとの説明がありましたが、委員からの質疑は特にありませんでした。

次は、議案第19号 平成18年度むつ市介護保険特別会計補正予算についてであります。

これについて理事者側から、医療保険制度改正に伴い介護保険事務処理システムの改修が急となったこと及び地域包括支援センターにおける介護予防支援業務の委託の増加が見込まれることから、これらに要する経費をそれぞれ補正するとともに、介護予防事業全体のシステムに係る歳出額の組み替えを行うものであるとの説明がありましたが、委員からの質疑は特にありませんでした。

以上で教育民生常任委員会の審査報告を終わります。

○議長（宮下順一郎） これで教育民生常任委員長の報告を終わります。

次は、議案第22号から議案第31号について予算審査特別委員長の報告を求めます。予算審査特別委員長。

（57番 坪田智十司議員登壇）

○57番（坪田智十司） 予算審査特別委員会に付託されました議案第22号 平成19年度むつ市一般会計予算から、議案第31号 平成19年度むつ市水道事業会計予算までの議案10件について、審査の経過と結果をご報告申し上げます。

本委員会は、3月9日、13日及び14日に、助役、収入役ほか関係部長等の出席を求めて審査いたしました。

審査の過程で出されました質疑等につきましては、全員で構成する特別委員会でありますので、省略させていただきます。

審査の結果は、お手元に配布されております委員会審査報告書のとおりであります。付託されました各議案について申し上げます。

まず、議案第22号 平成19年度むつ市一般会計予算については、委員1名より反対討論がありましたが、賛成多数で可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第23号 平成19年度むつ市国民健康保険特別会計予算、議案第24号 平成19年度むつ市老人保健特別会計予算、議案第25号 平成19年度むつ市介護保険特別会計予算、議案第26号 平成19年度むつ市下水道事業特別会計予算、議案第27号 平成19年度むつ市公共用地取得事業特別会計予算、議案第28号 平成19年度むつ市魚市場事業特別会計予算、議案第29号 平成19年度むつ市簡易水道事業特別会計予算、議案第30号 平成19年度むつ市用地造成事業会計予算、議案第31号 平成19年度むつ市水道事業会計予算は、全会一致で可決すべきものと決定いたしました。

以上で、予算審査特別委員会の審査報告を終わります。

○議長（宮下順一郎） これで予算審査特別委員長の報告を終わります。

以上で各委員長の報告を終わります。

ここで議事整理のため、10時55分まで暫時休憩いたします。

午前10時38分 休憩

午前10時55分 再開

○議長（宮下順一郎） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより質疑、討論、採決を行います。

先ほど一括議題といたしました27議案については、区分して1議案ごとに質疑、討論、採決を行いますので、ご了承願います。

議案第1号

○議長（宮下順一郎） まず、議案第1号 むつ市副市長定数条例について、総務常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（宮下順一郎） ご異議なしと認めます。よって、議案第1号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第2号

○議長（宮下順一郎） 次は、議案第2号 地方自治法の改正に伴う関係条例の整備に関する条例に

ついて、総務常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（宮下順一郎） ご異議なしと認めます。よって、議案第2号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第3号

○議長（宮下順一郎） 次は、議案第3号 水防法の改正に伴う関係条例の整備に関する条例について、総務常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（宮下順一郎） ご異議なしと認めます。よって、議案第3号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第4号

○議長（宮下順一郎） 次は、議案第4号 むつ市地域生活支援事業利用料の特例に関する条例について、教育民生常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで質疑を終わります。

ます。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(宮下順一郎) ご異議なしと認めます。よって、議案第4号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第5号

○議長(宮下順一郎) 次は、議案第5号 むつ市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について、総務常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(宮下順一郎) ご異議なしと認めます。よって、議案第5号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第6号

○議長(宮下順一郎) 次は、議案第6号 むつ市長等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例について、総務常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありま

せんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(宮下順一郎) ご異議なしと認めます。よって、議案第6号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第7号

○議長(宮下順一郎) 次は、議案第7号 むつ市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、総務常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(宮下順一郎) ご異議なしと認めます。よって、議案第7号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第8号

○議長(宮下順一郎) 次は、議案第8号 むつ市職員の特種勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について、総務常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(宮下順一郎) ご異議なしと認めます。よって、議案第8号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第9号

○議長(宮下順一郎) 次は、議案第9号 むつ市育英基金条例の一部を改正する条例について、教育民生常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(宮下順一郎) ご異議なしと認めます。よって、議案第9号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第10号

○議長(宮下順一郎) 次は、議案第10号 むつ市手数料条例の一部を改正する条例について、建設常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(宮下順一郎) ご異議なしと認めます。よ

って、議案第10号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第11号

○議長(宮下順一郎) 次は、議案第11号 むつ市公民館条例の一部を改正する条例について、教育民生常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(宮下順一郎) ご異議なしと認めます。よって、議案第11号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第12号

○議長(宮下順一郎) 次は、議案第12号 むつ市保育所条例の一部を改正する条例について、教育民生常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありますので発言を許可します。21番工藤孝夫議員。

(21番 工藤孝夫議員登壇)

○21番(工藤孝夫) 議案第12号に対し、反対討論を行います。

少子化の中にあっては、園児の減少が現実としてあるのは申すまでもないところであります。しかし、医療、福祉同様、教育、保育などの民営化は公的機関である自治体の行政責任の後退につながるものであります。6回の説明のうち、父母の出席率が3分の1、2分の1であることも不安を

残すものであり、同意できかねます。

皆様のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（宮下順一郎） これで討論を終わります。

これより採決に入ります。

議案第12号についてご異議がありますので、起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立者53人、起立しない者3人）

○議長（宮下順一郎） 起立多数であります。よって、議案第12号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第13号

○議長（宮下順一郎） 次は、議案第13号 むつ市 営牧野設置条例の一部を改正する条例について、産業経済常任委員長報告に対し、質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（宮下順一郎） ご異議なしと認めます。よって、議案第13号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第14号

○議長（宮下順一郎） 次は、議案第14号 むつ市 消防団条例の一部を改正する条例について、総務常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（宮下順一郎） ご異議なしと認めます。よって、議案第14号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第15号

○議長（宮下順一郎） 次は、議案第15号 下北地域広域行政事務組合規約の変更について、総務常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（宮下順一郎） ご異議なしと認めます。よって、議案第15号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第18号

○議長（宮下順一郎） 次は、議案第18号 平成18年度むつ市国民健康保険特別会計補正予算について、教育民生常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので発言を許可します。21番工藤孝夫議員。

（21番 工藤孝夫議員登壇）

○21番（工藤孝夫） 議案第18号に対し、反対討論を行います。

議案第17号でも申し述べましたが、本案にも後期高齢者医療制度の設立にかかわる予算が反映されております。社会的にも弱者である75歳以上のお年寄りへの一層の医療費抑制を土台として、医療の格差と差別が危惧される制度であり、承認できません。

議員皆様のご賛同をお願いいたします。

○議長（宮下順一郎） これで討論を終わります。

これより採決に入ります。

議案第18号についてご異議がありますので、起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立者53人、起立しない者3人）

○議長（宮下順一郎） 起立多数であります。よって、議案第18号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第19号

○議長（宮下順一郎） 次は、議案第19号 平成18年度むつ市介護保険特別会計補正予算について、教育民生常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので発言を許可します。21番工藤孝夫議員。

（21番 工藤孝夫議員登壇）

○21番（工藤孝夫） 議案第19号に対し、反対討論を行います。

議案第18号同様の理由で反対いたします。皆様のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（宮下順一郎） これで討論を終わります。

これより採決に入ります。

議案第19号についてご異議がありますので、起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立者53人、起立しない者3人）

○議長（宮下順一郎） 起立多数であります。よって、議案第19号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第22号

○議長（宮下順一郎） 次は、議案第22号 平成19年度むつ市一般会計予算について、予算審査特別委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので発言を許可します。20番横垣成年議員。

（20番 横垣成年議員登壇）

○20番（横垣成年） 議案第22号 平成19年度むつ市一般会計予算に対し、反対討論をいたします。

本案は、高波による関根浜漁港施設の災害復旧事業費6億6,800万円、準要保護児童生徒援助費2,078万4,000円など市民生活に欠かせない多くの予算が計上されております。その一方、75歳以上の高齢者の医療を別枠にし、医療費がかかればかかるほど加入する被保険者の保険料が高くなる仕組みとなる制度への負担金、後期高齢者医療広域連合負担金1,588万1,000円、ウェルネスパークとむつ来さまい館の維持管理費1億8,565万8,000円、市民の合意を得ていない新庁舎建設費3,345万7,000円が計上されております。新庁舎については、お金がないから東京電力など民間にお金を出してもらい建設するというものです。お金がないなら、新庁舎は建設するべきではありません。むつ市の財政状況は、電源三法交付金とその

前倒し15億円で何とかやりくりをしている状況で
予断を許しません。

また、下北地域広域行政事務組合や下北医療セ
ンターへの財政負担の増大も予想されます。

夕張市の財政破綻を受け、国・県の財政チェッ
クも厳しくなることが予想される中、新庁舎建設
などという不要不急の事業はただちに見直すべき
です。

国の医療福祉削減が続く中、住民の生活を守る
地方自治体の役割はますます重要となります。医
療、福祉、教育を充実させる財政運営に努力すべ
きことを提案し、本案に反対いたします。議員皆
様方のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長(宮下順一郎) これで討論を終わります。

これより採決に入ります。

議案第22号についてご異議がありますので、起
立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。
委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の
起立を求めます。

(起立者52人、起立しない者4人)

○議長(宮下順一郎) 起立多数であります。よっ
て、議案第22号は委員長報告のとおり可決されま
した。

議案第23号

○議長(宮下順一郎) 次は、議案第23号 平成19年
度むつ市国民健康保険特別会計予算について、予
算審査特別委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで質疑を終わ
ります。

これより討論に入ります。討論の通告がありま
せんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。
委員長報告のとおり可決することにご異議ありま
せんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(宮下順一郎) ご異議なしと認めます。よ
って、議案第23号は委員長報告のとおり可決され
ました。

議案第24号

○議長(宮下順一郎) 次は、議案第24号 平成19年
度むつ市老人保健特別会計予算について、予算審
査特別委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで質疑を終わ
ります。

これより討論に入ります。討論の通告がありま
せんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。
委員長報告のとおり可決することにご異議ありま
せんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(宮下順一郎) ご異議なしと認めます。よ
って、議案第24号は委員長報告のとおり可決され
ました。

議案第25号

○議長(宮下順一郎) 次は、議案第25号 平成19年
度むつ市介護保険特別会計予算について、予算審
査特別委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで質疑を終わ
ります。

これより討論に入ります。討論の通告がありま
せんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。
委員長報告のとおり可決することにご異議ありま
せんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(宮下順一郎) ご異議なしと認めます。よ
って、議案第25号は委員長報告のとおり可決され
ました。

議案第26号

○議長(宮下順一郎) 次は、議案第26号 平成19年度むつ市下水道事業特別会計予算について、予算審査特別委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(宮下順一郎) ご異議なしと認めます。よって、議案第26号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第27号

○議長(宮下順一郎) 次は、議案第27号 平成19年度むつ市公共用地取得事業特別会計予算について、予算審査特別委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(宮下順一郎) ご異議なしと認めます。よって、議案第27号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第28号

○議長(宮下順一郎) 次は、議案第28号 平成19年

度むつ市魚市場事業特別会計予算について、予算審査特別委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(宮下順一郎) ご異議なしと認めます。よって、議案第28号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第29号

○議長(宮下順一郎) 次は、議案第29号 平成19年度むつ市簡易水道事業特別会計予算について、予算審査特別委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(宮下順一郎) ご異議なしと認めます。よって、議案第29号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第30号

○議長(宮下順一郎) 次は、議案第30号 平成19年度むつ市用地造成事業会計予算について、予算審査特別委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(宮下順一郎) ご異議なしと認めます。よって、議案第30号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第31号

○議長(宮下順一郎) 次は、議案第31号 平成19年度むつ市水道事業会計予算について、予算審査特別委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(宮下順一郎) ご異議なしと認めます。よって、議案第31号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第28 議員提出議案上程、提案 理由説明、質疑、討論、採決

○議長(宮下順一郎) 次は、日程第28 議員提出議案第1号 森林の保全及び林業の活性化に関する意見書を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。43番目 時睦男議員。

(43番 目時睦男議員登壇)

○43番(目時睦男) 議員提出議案第1号 森林の

保全及び林業の活性化に関する意見書について、意見書案の朗読をもって提案理由にかえさせていただきます。

昨今、温室効果ガスの増加による地球温暖化現象が、人類の生存基盤を揺るがす重要な環境問題とされている中で、一昨年2月には「京都議定書」が発効した。これを受け、同年4月に政府は「京都議定書目標達成計画」を策定したが、その中で森林は温室効果ガスの吸収量として3.9%が課せられるなど大きな役割が期待されている。

また、一昨年7月のグレンイーグルス・サミットにおいて、違法伐採に取り組むことが地球環境の保全や森林の持続可能な経営に向けた第一歩であることが合意され、昨年7月のサンクトペテルブルク・サミットにおいてもその重要性が再確認されたところである。

我が国においても、政府及び業界が一体となって違法伐採対策に着手したところであり、違法伐採問題に対する取り組みを強化することが求められている。

さらに、近年、自然災害が多発する中で、山地災害未然防止に向けた治山対策や森林整備等、自然環境や生活環境での「安全・安心の確保」に対する国民の期待と要請は年々増加し、森林の持つ多面的機能の発揮が一層期待されている。

このような中で、平成18年9月8日、森林・林業基本計画が閣議決定され、今後は、その骨子である多様で健全な森林への誘導、国土保全等の推進、林業・木材関連産業の再生を前提に、森林整備や地域材利用計画の推進、林業労働力の確保等の対策を進めていくこととしている。

しかしながら、今なお厳しい状況が続いている林業・木材関連産業の再生につなげていくには、強力な施策の展開が必要である。

よって、国においては、下記の事項を実現されるよう強く要望する。

記

- 1．森林・林業基本計画に基づく、多様で健全な森林・保全の推進、林業・木材関連産業の再生等、望ましい森林・林業政策実行に向け、必要な予算を確保すること。
- 2．二酸化炭素を排出する者が負担する税制上の措置などにより、地球温暖化防止森林吸収源10力年対策を推進するための、安定的な財源確保を図ること。
- 3．森林整備を通じた「緑の雇用担い手対策事業」の充実と、森林・林業基本計画に基づく労働力確保諸施策の確立、国産材利用・安定供給対策並びに地域材利用対策の推進と、木材の生産・加工・流通体制の整備に向け、関係省庁の枠を越えた計画の推進を図ること。
- 4．国民の安全・安心な暮らしを守る国土基盤の形成のため国土保全対策を推進すること。特に国有林野については、国有林野事業特別会計改革に当たっては、地域振興に資する管理体制の確保を図り、国民の共有財産である国有林の持続可能な森林管理と技術者の育成・確保を国が責任を持って図ること。
- 5．地球規模での環境保全や持続可能な森林経営を目指した違法伐採対策の推進を図ること。
- 6．森林整備地域活動支援交付金制度を継続するとともに、その充実を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

以上が提案理由であります。議員の皆様方のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（宮下順一郎） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議員提出議案第1号は、会議規則第38条第2項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（宮下順一郎） ご異議なしと認めます。よって、議員提出議案第1号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（宮下順一郎） ご異議なしと認めます。よって、議員提出議案第1号 森林の保全及び林業の活性化に関する意見書は原案のとおり可決されました。

なお、本意見書の提出先については、内閣総理大臣、外務大臣、財務大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、環境大臣、衆議院議長、参議院議長、その他関係機関としたいと思っております。ご了承願います。

閉会の宣告

○議長（宮下順一郎） これで、本定例会に付議された事件はすべて議了いたしました。

以上で、むつ市議会第191回定例会を閉会いたします。

午前11時27分 閉会